

## 千葉県保健師等修学資金貸付条例

昭和三十七年十二月一日  
条例第三十三号

改正	昭和四三年一二月二七日条例第四三号	昭和四四年 四月 一日条例第三一号
	昭和四五年一〇月一五日条例第四四号	昭和四七年 七月二〇日条例第二八号
	昭和四八年一一月一六日条例第四九号	昭和四九年 八月 一日条例第四七号
	昭和五〇年 七月二一日条例第三一号	昭和五一年一〇月二一日条例第三七号
	昭和五二年一〇月二〇日条例第三八号	昭和五三年一〇月二四日条例第三八号
	昭和五四年一一月 一日条例第三一号	昭和五五年一〇月一六日条例第四六号
	昭和五六年一〇月二一日条例第三四号	昭和六一年一〇月二〇日条例第三六号
	昭和六三年 七月二〇日条例第二五号	平成 元年一〇月 九日条例第四〇号
	平成 三年一〇月一九日条例第四八号	平成 五年一〇月一九日条例第三八号
	平成一〇年一〇月一六日条例第三八号	平成一一年 三月一二日条例第一四号
	平成一二年一二月 八日条例第七七号	平成一三年 二月二三日条例第一三号
	平成一四年 三月二六日条例第三八号	平成一四年一〇月一八日条例第六二号
	平成一六年一〇月一五日条例第五四号	平成一八年 三月三〇日条例第一六号
	平成一九年一二月二一日条例第七八号	平成二五年一〇月二九日条例第五二号
	平成二七年 三月二〇日条例第三〇号	平成二八年 三月二五日条例第一八号

## 千葉県保健師等修学資金貸付条例

題名改正〔平成一四年条例三八号〕

(目的)

第一条 この条例は、保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）の養成を目的とする学校又は養成所に在学する者及び大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする修士課程に在学する者で、将来県内において保健師等の業務（以下「業務」という。）に従事しようとするものに対し、予算の範囲内で、学資を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって県内における保健師等の確保及び質の向上に資することを目的とする。

一部改正〔平成一一年条例一四号・一四年三八号・二五年五二号〕

(貸付けの対象)

第二条 知事は、次の各号に掲げる者であつて、将来県内において業務に従事しようとするものに対し、その者の申請により、無利子でそれぞれ当該各号に定める種類の修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることができる。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十九条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した保健師養成所に在学している者（県外の学校又は県外の保健師養成所に在学している者にあつては、県内居住者等（県内に住所を有する者その他規則で定める者をいう。以下同じ。）に限る。） 保健師修学資金
- 二 法第二十条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した助産師養成所に在学している者（県外の学校又は県外の助産師養成所に在学している者にあつては、県内居住者等に限る。） 助産師修学資金
- 三 法第二十一条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した看護師養成所に在学している者（県外の学校又は県外の看護師養成所に在学している者にあつては、県内居住者等に限る。） 看護師修学資金
- 四 法第二十二条の規定により、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した准看護師養成所に在学している者（県外の学校又は県外の准看護師養成所に在学している者にあつては、県内居住者等に限る。） 准看護師修学資金
- 五 看護師の免許を取得している者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする修士課程（以下「大学院修士課程」という。）に在学しているもの（県外の大学院修士課程に在学している者にあつては、県内居住者等に限る。） 大学院修学資金

一部改正〔平成一一年条例一四号・一二年七七号・一四年三八号・一九年七八号・二五年

五二号・二七年三〇号]

(貸付けの区分)

第三条 修学資金の貸付けの区分は、特別貸付け及び一般貸付けとする。

2 特別貸付けは、次の各号に掲げる者に対して行うものとする。

一 前条第一号から第四号までに掲げる者であつて、将来県内に存する規則で定める施設において業務に従事しようとするもの

二 前条第五号に掲げる者であつて、将来県内に存する規則で定める事業所及び施設において業務に従事しようとするもの

3 一般貸付けは、将来県内において業務に従事しようとする者に対して行うものとする。

追加〔昭和六一年条例三六号〕、一部改正〔平成一一年条例一四号・一三年一三号〕

(貸付金額)

第四条 第二条第一号から第四号までに定める保健師修学資金、助産師修学資金、看護師修学資金及び准看護師修学資金（以下「保健師修学資金等」という。）の貸付金額は、次の表のとおりとする。

種類	貸付対象者が在学する学校又は養成所の設置主体	貸付金額	
		特別貸付け	一般貸付け
保健師修学資金	独立行政法人又は国立大学法人	月額三万二千元	月額一万六千元
	地方公共団体又は地方独立行政法人		月額一万六千元
	その他	月額三万六千元	月額一万八千元
助産師修学資金	独立行政法人又は国立大学法人	月額三万二千元	月額一万六千元
	地方公共団体又は地方独立行政法人		月額一万六千元
	その他	月額三万六千元	月額一万八千元
看護師修学資金	独立行政法人又は国立大学法人	月額三万二千元	月額一万六千元
	地方公共団体又は地方独立行政法人		月額一万六千元
	その他	月額三万六千元	月額一万八千元
准看護師修学資金	独立行政法人又は国立大学法人	月額一万五千元	月額七千五百円
	地方公共団体又は地方独立行政法人		月額七千五百円
	その他	月額二万 千元	月額一万五百円

2 第二条第五号に定める大学院修学資金の貸付金額は、月額八万三千元とする。

一部改正〔昭和四三年条例四三号・四七年二八号・四九年四七号・五〇年三一号・五一年三七号・五二年三八号・五三年三八号・五四年三一号・五五年四六号・五六年三四号・六一年三六号・六三年二五号・平成元年四〇号・三年四八号・一一年一四号・一四年三八号・一六年五四号・二八年一八号〕

(貸付けの方法)

第五条 修学資金は、次条第二項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金を借り受けようとする者が在学している養成施設（第二条第一号から第四号までに定める文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成所をいう。以下同じ。）又は大学院修士課程の正規の修業期間を修了する月まで、毎月本人に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和六一年条例三六号・平成一一年一四号・一二年七七号・二五年五二号・二

七年三〇号]

(貸付けの申請及び決定)

第六条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、連帯保証人二名を立て、在学している養成施設の長又は大学院を置く大学の学長（以下「施設の長」という。）を経て知事に申請しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、施設の長を経ないで知事に申請することができる。

2 知事は、前項の申請があつたときは、選考のうえ、貸付けの可否を決定し、その旨を施設の長を経て本人に通知しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、施設の長を経ないで本人に通知することができる。

一部改正〔昭和六一年条例三六号・平成二五年五二号・二七年三〇号〕

(貸付けの決定の取消し等)

第七条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号の一に該当するときは、前条第二項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、知事は、当該事由が生じた日の属する月の翌月の分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- 一 死亡したとき。
  - 二 退学したとき。
  - 三 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - 四 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。
  - 五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。
- 2 知事は、借受人が休学し、停学の処分を受け、又は一月以上引き続いて欠席したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由のやんだ日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。

3 知事は、借受人が正当な理由がないのかかわらず、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

一部改正〔昭和六一年条例三六号〕

(返還)

第八条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき（やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して、保健師修学資金等の貸付けを受けた者にあつては貸付けを受けた期間（前条第二項の規定により貸付けを受けなかつた期間を除く。）に相当する期間（第十条の規定により返還が猶予されたときは、当該猶予期間を合算した期間とする。）内に借り受けた当該保健師修学資金等を、大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては十年（前条第二項の規定により貸付けを受けなかつた期間がある場合は当該期間を除くものとし、第十条の規定により返還を猶予された期間がある場合は当該期間を加えるものとする。）以内に借り受けた当該大学院修学資金を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- 一 前条第一項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- 二 養成施設を卒業した日から一年以内に保健師等の免許を取得しなかつたとき。
- 三 養成施設を卒業した日から一年以内に保健師等の免許を取得した後、直ちに、特別貸付けを受けた者にあつては医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の規定により許可を受けた病床が二百床未満の病院その他の規則で定める施設（以下「二百床未満の病院等」という。）において、一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事しなかつたとき。
- 四 大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては、大学院修士課程を修了した日から一年以内に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により指定を受けた者が当該指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所その他の規則で定める事業所及び施設（以下「訪問看護事業所等」という。）において業務に従事しなかつたとき。
- 五 大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては、規則で定める業務に三年以上従事することなく、大学院修士課程を修了した後、規則で定める訪問看護事業所等において業務に従事したとき。
- 六 次条第一項又は第二項の規定により返還の債務の免除を受ける前に、業務以外の事由により死亡したとき、又は保健師修学資金等の特別貸付けを受けた者にあつては二百床未満の病院等にお

いて、大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては訪問看護事業所等において、一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事しなくなつたとき。

一部改正〔昭和四八年条例四九号・四九年四七号・六一年三六号・平成元年四〇号・三年四八号・一〇年三八号・一一年一四号・一三年一三号・一四年三八号・一八年一六号〕

(返還の免除)

第九条 知事は、特別貸付けの借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 養成施設を卒業した後、二百床未満の病院等において引き続き五年間（他種の養成施設、大学院修士課程又は大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする博士課程（以下「大学院博士課程」という。）への進学、病気、負傷等やむを得ない事由（以下この項及び次項において「やむを得ない事由」という。）により業務に従事できなかつた期間を除く。）業務に従事したとき。ただし、やむを得ない事由がなくて、養成施設を卒業した日から一年以内に保健師等の免許を取得できなかつたとき及び保健師等の免許取得後直ちに二百床未満の病院等において業務に従事しなかつたときを除く。
- 二 大学院修士課程を修了した後、訪問看護事業所等において引き続き五年間（やむを得ない事由により業務に従事できなかつた期間を除く。）業務に従事したとき（規則で定める訪問看護事業所等において業務に従事する場合は、規則で定める業務に三年以上従事しているときに限る。）。ただし、やむを得ない事由がなくて、大学院修士課程を修了した日から一年以内に訪問看護事業所等において業務に従事しなかつたときを除く。
- 三 前各号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

2 知事は、一般貸付けの借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 養成施設を卒業した後、県内において引き続き五年間（やむを得ない事由により業務に従事できなかつた期間を除く。）業務に従事したとき。ただし、やむを得ない事由がなくて、養成施設を卒業した日から一年以内に保健師等の免許を取得できなかつたとき及び保健師等の免許取得後直ちに県内において業務に従事しなかつたときを除く。
- 二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

3 知事は、前各項に規定する場合のほか、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- 一 第一項第一号及び前項第一号に規定する場合を除くほか、修学資金を借り受けた期間に相当する期間以上、保健師修学資金等の特別貸付けを受けた者にあつては二百床未満の病院等において、一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事したとき。
- 二 第一項第三号及び前項第二号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由があるとき。

一部改正〔昭和四三年条例四三号・四四年三一号・四八年四九号・四九年四七号・六一年三六号・平成三年四八号・五年三八号・一〇年三八号・一一年一四号・一三年一三号・一四年三八号・六二号〕

(返還の猶予)

第十条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- 一 第七条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き当該養成施設又は当該大学院修士課程に在学しているとき。
- 二 当該養成施設を卒業後さらに他種の養成施設、大学院修士課程又は大学院博士課程において修学しているとき。
- 三 当該大学院修士課程を修了後さらに大学院博士課程において修学しているとき。
- 四 保健師修学資金等の特別貸付けを受けた者にあつては二百床未満の病院等において、一般貸付けを受けた者にあつては県内において業務に従事しているとき。

五 大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては、訪問看護事業所等において業務に従事しているとき（規則で定める業務に三年以上従事することなく規則で定める訪問看護事業所等において業務に従事しているときを除く。）。

六 前条第一項第三号、第二項第二号及び第三項第二号に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になつたとき。

一部改正〔昭和四八年条例四九号・四九年四七号・六一年三六号・平成元年四〇号・三年四八号・一〇年三八号・一一年一四号・一三年一三号・一四年三八号〕

（延滞利子の徴収）

第十一条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年十四・五パーセントの割合をもつて計算した延滞利子を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が百円未満の場合は、この限りでない。

2 知事は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

一部改正〔昭和四三年条例四三号・四五年四四号・六一年三六号〕

（届等の提出）

第十二条 知事は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、借受人又は施設の長に対し、届、報告又は学業成績表その他の必要な書類の提出を求めることができる。

一部改正〔昭和六一年条例三六号〕

（規則への委任）

第十三条 この条例に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和六一年条例三六号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和四十三年十二月二十七日条例第四十三号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十四年四月一日条例第三十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

（昭和四十五年十月十五日条例第四十四号抄）

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第十四条 第二条から第七条まで及び第九条から前条までの規定による改正後の条例の規定に定める延滞利息、延滞利子又は延滞金の額の計算につきこれらの条例の規定に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

附 則（昭和四十五年十月十五日条例第四十四号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（千葉県保健婦等修学資金貸付条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 第三条（中略）の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付けの決定のある修学資金、奨学資金又は公衆衛生修学資金（以下「修学資金等」という。）に係る延滞利子又は延滞利息の額の計算について適用し、同日前に貸付けの決定のあつた修学資金等に係る延滞利子又は延滞利息の額の計算については、なお従前の例による。

一 千葉県保健婦等修学資金貸付条例第十条第一項

二 千葉県保母修学資金貸付条例第十二条

三 千葉県公立学校教員修学資金貸付条例第十条第一項

四 千葉県職業訓練指導員修学資金貸付条例第九条第一項

五 千葉県戦没者等遺児奨学資金貸付条例第十二条第一項

六 臨海地域土地造成整備事業に伴う転失業農漁民の子弟に対する奨学資金貸付条例第十二条第一項

七 千葉県奨学資金貸付条例第十二条第一項

八 千葉県公衆衛生修学資金貸付条例第十一条

附 則（昭和四十七年七月二十日条例第二十八号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定は、昭和四十七年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 適用日の前日において、改正後の条例第四条に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）に在学していた者に係る修学資金の貸付金額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。昭和四十七年度において養成施設の第二学年又は第三学年に在学することとなる者及び昭和四十八年度において養成施設の第三学年に在学することとなる者に係る修学資金の貸付金額についても、同様とする。

附 則（昭和四十八年十一月十六日条例第四十九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第八条の規定の適用については、同条に規定する借受人が同条第一項第一号イ又はロに掲げる施設において保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦としての業務に従事した期間のうち、昭和四十八年四月一日前の期間は、改正後の条例第八条第一項第一号若しくは第二項の規定により返還の債務の免除を受けるために必要な期間又は同条第三項第一号の規定により返還の債務の全部若しくは一部の免除を受けるために必要な期間に算入しない。

附 則（昭和四十九年八月一日条例第四十七号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定は、昭和四十九年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 適用日の前日において改正後の条例第四条に規定する養成施設に在学していた者に係る修学資金の貸付金額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和五十年七月二十一日条例第三十一号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定は、昭和五十年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 適用日の前日において、改正後の条例第四条に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）に在学している者に係る修学資金の貸付金額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。昭和五十年度において養成施設の第二学年又は第三学年に在学することとなる者及び昭和五十一年度において養成施設の第三学年に在学することとなる者に係る修学資金の貸付金額についても、同様とする。

附 則（昭和五十一年十月二十一日条例第三十七号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定は、昭和五十一年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 適用日の前日において、改正後の条例第四条に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）に在学していた者に係る修学資金の貸付金額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。昭和五十一年度において養成施設の第二学年又は第三学年に在学することとなる者

及び昭和五十二年度において養成施設の第三学年に在学することとなる者に係る修学資金の貸付金額についても、同様とする。

附 則（昭和五十二年十月二十日条例第三十八号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定は、昭和五十二年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 適用日の前日において、改正後の条例第四条に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）に在学していた者に係る修学資金の貸付金額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。昭和五十二年度において養成施設の第二学年又は第三学年に在学することとなる者及び昭和五十三年度において養成施設の第三学年に在学することとなる者に係る修学資金の貸付金額についても、同様とする。

附 則（昭和五十三年十月二十四日条例第三十八号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定は、昭和五十三年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 適用日の前日において、改正後の条例第四条に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）の第一学年又は第二学年に在学していた者に係る修学資金の貸付金額については、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。昭和五十三年度において養成施設の第二学年又は第三学年に在学することとなる者及び昭和五十四年度において養成施設の第三学年に在学することとなる者に係る修学資金の貸付金額についても、同様とする。

附 則（昭和五十四年十一月一日条例第三十一号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定は、昭和五十四年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 適用日の前日において、改正後の条例第四条に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）の第一学年又は第二学年に在学していた者に係る修学資金の貸付金額については、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。昭和五十四年度において養成施設の第二学年又は第三学年に在学することとなる者及び昭和五十五年度において養成施設の第三学年に在学することとなる者に係る修学資金の貸付金額についても、同様とする。

附 則（昭和五十五年十月十六日条例第四十六号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定は、昭和五十五年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 適用日の前日において、改正後の条例第四条に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）の第一学年又は第二学年に在学していた者に係る修学資金の貸付金額については、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。昭和五十五年度において養成施設の第二学年又は第三学年に在学することとなる者及び昭和五十六年度において養成施設の第三学年に在学することとなる者に係る修学資金の貸付金額についても、同様とする。

附 則（昭和五十六年十月二十一日条例第三十四号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定は、昭和五十六年四月一日（以下「適用日」という。）から適用す

る。

(経過措置)

- 2 適用日の前日において、改正後の条例第四条に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）の第一学年又は第二学年に在学していた者に係る修学資金の貸付金額については、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。昭和五十六年度において養成施設の第二学年又は第三学年に在学することとなる者及び昭和五十七年度において養成施設の第三学年に在学することとなる者に係る修学資金の貸付金額についても、同様とする。

附 則（昭和六十一年十月二十日条例第三十六号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和六十一年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日前に改正前の千葉県保健婦等修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日の前日において改正後の条例第五条に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）の第一学年又は第二学年に在学していた者（前項に規定する者を除く。）の改正後の条例第四条の表の規定の適用については、同表中「二万二千元」とあるのは「一万三千元」と、「一万千元」とあるのは「六千五百円」とし、昭和六十一年度において養成施設の第二学年又は第三学年に在学することとなる者及び昭和六十二年度において養成施設の第三学年に在学することとなる者の同表の規定の適用については、同表中「二万二千元」とあるのは「一万三千元」と、「一万千元」とあるのは「六千五百円」とする。

附 則（昭和六十三年七月二十日条例第二十五号）

改正 平成 元年一〇月 九日条例第四〇号

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第四条の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和六十三年三月三十一日において改正後の条例第五条に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）に在学している者に係る修学資金の貸付金額については、改正後の条例第四条の規定にかかわらず、その者が引き続き養成施設に在学する間は、なお従前の例による。次の表の上欄に掲げる年度において新たに養成施設に在学することとなる者で同表下欄に掲げる学年に属することとなるものに係る修学資金の貸付金額についても、同様とする。

昭和六十三年度	養成施設の第二学年、第三学年又は第四学年
平成元年度	養成施設の第三学年又は第四学年
平成二年度	養成施設の第四学年

一部改正〔平成元年条例四〇号〕

附 則（平成元年十月九日条例第四十号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第四条の規定は、平成元年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成元年三月三十一日において改正後の条例第五条に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）に在学している者に係る修学資金の貸付金額については、改正後の条例第四条の規定にかかわらず、その者が引き続き養成施設に在学する間は、なお従前の例による。次の表の上欄に掲げる年度において新たに養成施設に在学することとなる者で同表下欄に掲げる学年に属することとなるものに係る修学資金の貸付金額についても、同様とする。



平成元年度	養成施設の第二学年、第三学年又は第四学年
平成二年度	養成施設の第三学年又は第四学年
平成三年度	養成施設の第四学年

附 則（平成三年十月十九日条例第四十八号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成三年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成三年三月三十一日において改正後の条例第五条に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）に在学している者に係る修学資金の貸付金額については、改正後の条例第四条の規定にかかわらず、その者が引き続き養成施設に在学する間は、なお従前の例による。次の表の上欄に掲げる年度において新たに養成施設に在学することとなる者で同表下欄に掲げる学年に属することとなるものに係る修学資金の貸付金額についても、同様とする。

平成三年度	養成施設の第二学年、第三学年又は第四学年
平成四年度	養成施設の第三学年又は第四学年
平成五年度	養成施設の第四学年

- 3 改正後の条例第八条から第十条までの規定は、平成三年三月一日以後に養成施設を卒業した者について適用し、同日前に養成施設を卒業した者については、なお従前の例による。

附 則（平成五年十月十九日条例第三十八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の千葉県保健婦等修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十年十月十六日条例第三十八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の千葉県保健婦等修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十一年三月十二日条例第十四号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月八日条例第七十七号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年二月二十三日条例第十三号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日条例第三十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年十月十八日条例第六十二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、改正後の千葉県保健師等修学資金貸付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十六年十月十五日条例第五十四号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の千葉県保健師等修学資金貸付条例第四条の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

(経過措置)

3 第二条の規定による改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、同条の規定による改正後の千葉県保健師等修学資金貸付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十八年三月三十日条例第十六号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十一日条例第七十八号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十五年十月二十九日条例第五十二号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十日条例第三十号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第十八号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。